

会 議 録

会 議 の 名 称	2016年度 第2回 枚方市男女共同参画推進審議会
開 催 日 時	平成28年10月17日（月） 18時30分から 20時30分まで
開 催 場 所	メセナひらかた会館 特別会議室
出 席 者	神原会長、松田副会長、木谷委員、高瀬委員、津熊委員、長澤委員、畑委員、林元委員、峰山委員（以上9名）
欠 席 者	田中委員（以上1名）
案 件 名	1. 平成27（2015）年度第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況（案）について 2. 男女共生フロア・ウィルの移転について（報告） 3. その他
提出された資料等の名	<当日配布> 資料① 平成27（2015）年度第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況（案） 資料② 男女共同参画推進審議会委員の御意見（記入用） 資料③ 男女共生フロア・ウィルの移転について 資料④ 関係条例の改正内容について 資料⑤ 本市の男女共同参画を推進するために（委員からの御意見）
決 定 事 項	・案件1について、追加意見があれば、資料②の様式に記入の上、10月21日までに事務局に提出することを確認した。 ・案件2について、資料③を元に確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 (事 務 局)	市長公室 人権政策室

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 の 要 旨
神原会長	<p>皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、第2回枚方市男女共同参画推進審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私御多忙の折、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>初めに、事務局から、委員の出席状況について、御報告お願いいたします。</p>
事務局（室長）	<p>皆様、こんばんは。枚方市人権政策室米倉と申します。</p> <p>本日は、審議案件、報告案件、その他ということで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。</p> <p>出席委員9名、欠席委員1名、枚方市男女共同参画推進審議会規則第5条第2項の規定に基づき、審議会が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>なお、本日の傍聴者はいらっしゃいません。</p> <p>以上です。</p>
神原会長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、早速ですが審議を進めます。よろしくお願いします。</p> <p>まず、案件1、平成27（2015）年度第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況（案）につきまして、事務局から御説明お願いいたします。</p>
事務局（課長代理）	<p>（資料① 平成27（2015）年度第2次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況（案）についての説明）</p>
神原会長	<p>ただ今の説明について、御意見はありませんか。</p> <p>皆さんにお考えいただいている間に、少し気になっているところをお聞きします。一つは、指標4で、社会全体で男女が平等と思う人の割合が、特に平成22年から26年にかけて結構下がっているのですが、これについては確かに平等ではないということの認識が高まってきた結果、そういう意味ではより実態に即した評価になっているかなという思いがしますが、その結果、社会全体で平等と思う人が14.2%というのはあまりにも低いと思います。どの点が問題なのか、どうすれば社会全体の平等に近づくんだろうかということが、さらに大きな課題だと思えます。この5年間、枚方市においてもさまざまな啓発や学習などの取り組みをされてきたはずだと思うのですが、でも実態としては平等と思う人の割合がふえてないということそのものはやはり非常に重く受けとめる必要があるだろうと思えます。それと同時に、指標7で、DVの被害者が、平成24年度から平成26年度にわずかですが、増加しているんです。この点についても、DVに関する認識とか、正しい理解が広まってきたことの一つの結果かと思うのですが、これだけの方々被害を受けているという実態は、これも非常に重いデータだと思えます。DV被害者をどうしたら減らすことができるんだろうかとか、DVや性被害などを受けた場合に、どういうふうに関心、救済、支援ができるのだろうかということ</p>

	<p>ころは問われるだろうと思います。</p> <p>もう1点は、指標9で、11週以下での妊娠の届け出率とあって、大体95%ぐらいになっていますが、逆に言えば5%の方々が届け出てないということですね。その中で望まない妊娠であったり、妊娠をしても誰にも相談できなくて、生み落としや児童虐待にもつながりかねないようなケースもなきにしもあらずです。では、どうしたら妊娠したことを誰もが安心して届けることができ、届け出率を100%にできるかがすごく大事なところだと思います。そこをどうするかというのが次の課題につながるのではないかと私は受けとめました。</p> <p>委員の皆様方の中で、御意見等ありましたら、 津熊委員、お願いします。</p>
津熊委員	<p>DVに対してですけれども、本人はもちろん非常に深刻に悩んでいると思うのですが、私が人権擁護委員になってから、その子どもさんの相談を受けたのですが、DVの被害を目の当たりに見て育った子どもさんが、いまだにその傷から癒されていません。過去にDVがあったけれども、夫婦の間では納得されて、今は平穏な生活ができていますが、子どもさんはトラウマになっている。お母さんが「もうお父さんは怖くないのよ」と言っても、怖いと。最近聞いたのですが、そこでご家庭で兄弟が結婚されて女の子のお孫さんができたのですが、その子は、お姉ちゃんの子どものさんを見て、「おじいちゃんを近づけたら、ものすごく怒って怖いからおじいちゃんを近づけたらいけない」と言っていて、泣き叫んだそうです。そこで、母親は初めて、まだこの子はDVの現状から抜け切れてないことに気づいたそうです。夫婦間では終わっていても子どもの中ではいまだに残っていて、結婚もできないし、男性恐怖症になっていて外に出られない。そういう深刻さをどういうふうに私たちは示すことができるのかなと思いました。</p>
神原会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、津熊さんがおっしゃっていただいたケースは、まさに面前DVで、児童虐待の中の心理的虐待に入っているのですが、DV環境のもとで育った子どもさんに対する、サポートがどれだけなされているのかということ、なかなか発見されないということもあって、子どもたちが忘れ去られているという状況がなきにしもあらずです。実際のところ、たとえば子どもさんの母親に当たる方がDVを受けて、子どもを連れて相談に行ったり、保護を求めたりしても、一応保護はされるけど、子どもの心理的なケアまでなかなか現実に行われてないんです。婦人相談所やDVセンターで、DVを受けた女性に対するサポートはあっても、一緒に連れて逃げた子どもの支援がなかなか十分行き渡ってない。私も10年近く前に、DV家庭で育った子どもについてケーススタディをしましたが、子どもさんはその親御さんが離婚された後でも、何かあるとフラッシュバック起こしたりとか、夫のDVを受けた妻が妊娠したら、生まれてきた子どもに障害がある確率がすごく高いということも医学的に証明されていたり、御指摘にあったように、PTSDという傾向があったり、この進捗状況そのものとちょっと違うかもしれないですが、今スタートしている第3次計画のもとでは、そういったこともきちっと対応していくことが非常に大事ですよ。改めて非常に痛感するところです。身体</p>

	<p>的な暴力もちろん、ダメージ大きいですけど、身体的な暴力によるダメージ等も劣らず、心理的なダメージが大きいけれど、なかなかわかってもらえないというところもありました。</p> <p>ほかにかがででしょうか。長澤委員さん、お願いします。</p>
長澤委員	<p>会長からも御指摘がありました。男女共同参画計画の基本目標に対して、アウトカムの数値が設定されているものについては、それはアウトカムの数値を上げるための施策というのを、今度の次期のアクションプログラムに落とし込まれていないといけないと思います。</p> <p>その上で、H27年度アクションプログラムの進捗状況（案）を見ますと、中には、取組実績が低い事業も見受けられます。こういうものにつきましては、手法が少しよくなかったのか、あるいはタイミングとか、多分いろいろな問題があって、そういう結果になったのかなというふうには思います。たとえばそのような施策については、それをいいほうに転換するために、工夫を凝らすなど、何か次のために生かしていただきたいと思います。そのためにも、施策全般的にPDCAサイクルをまわす形でやっていただけたらなと思いました。以上です。</p>
神原会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆さん、何かお気づきになったところとかありませんでしょうか。</p> <p>実はこの会議が始まる前に、下で打ち合わせをしているときに、少し指摘させていただいたのですが、25ページ、番号58で、保育サービスで低年齢児保育・延長保育・一時預かりという取り組みが上がっているのですが、ここに実は、病児保育とか病後児保育が抜けているんですね。話を伺うと、枚方市が全国で先駆けて病児保育をされているにもかかわらず、この第2次アクションプログラムの中には入っていないで、ただ、次の第3次アクションプログラムには入っていますので、そこだけ少し指摘をさせていただきたいなと思いました。</p> <p>ついでに少し教えていただきたいのですが、25ページの59の放課後子ども課の留守家庭児童会室事業ですが、受け入れ児童数がふえているというのは、望ましいことですが、その費用はどのくらいかかるのかなと思ひまして。就学援助のような形で、この留守家庭児童にも減免とかあるのですか。というのは、ひとり親世帯で、年収からすると、当然に生活保護基準よりも下にもかかわらず、生活保護を受けてない世帯が圧倒的に多いんですね。国の生活保護の捕捉率が、おそらく25%ぐらいになるんですね。圧倒的に不労収入です。不労というのは、就労とか手当による収入だけで見ると、生活保護基準よりも低いけれども、いわゆるストックの財産、たとえば預貯金や車を持っているとか、保険を掛けているとかという、まさにストックの部分です。それがいくらかでもないと生活保護を受けられないので、そういう世帯が、減免制度を受けられるのかといった情報をいただけたらと思います。</p>
事務局（課長）	<p>留守家庭児童会の保育料ですが、保育料は一人につき7,200円で、二人目からは3,600円です。</p> <p>それから、減免の話ですが、生活保護の受給世帯は全額減免。平成27年度市民税非課税世帯と平成27年度分所得税非課税世帯は半額減免。あと、市民税非課税</p>

	世帯と所得税非課税世帯で、非婚のひとり親世帯については寡婦控除のみなし適用を実施するという事です。
神原会長	<p>わかりました。</p> <p>そうすると、生活保護世帯だけではなくて、収入の低い世帯、ですからひとり親世帯で非課税になっている世帯は全額減免だったり、半額減免になるということですね。</p>
事務局（課長）	はい。
神原会長	<p>このアクションプログラムの進捗状況は、いわばすでに済んでしまったものですので、今さらこの数字はどうかということはないのですが、ここから見えてくるものを、これからの取り組みに活かせるような御意見をいただけたら結構かと思えます。</p> <p>私のほうからいくつかよろしいですか。27 ページの、施策番号 66 に関して少し気になったのが、家族介護支援事業で介護をしている家族に対して、「家族介護教室」を実施しますとか、いろいろな交流があったりとあるのですが、介護は家族がするものだという、そういうニュアンスが見えてきて、すごく気になります。家族の介護を支援するというのは、もちろんあっていいのですが、むしろ家族が介護しなくてもいいような介護のあり方、介護の社会化を進める方向が望ましいのではないかと思います。日本の場合の在宅介護というのは高齢者が、家族なしに社会的な支援だけでひとり暮らしができるわけではなくて、まず家族が介護して、家族だけでは介護できなければ、たとえばヘルパーさんや巡回の看護を依頼するというのが当たり前になっているのですが、どれだけ重度の要介護であってもさまざまな社会的な介護サービスを受けることで、ずっとひとり暮らしができるというように進められないといけないのではないかと思います。</p> <p>それから、その後の基本方向の（２）の就業とか起業・再就職したい人への支援の 67 で、延べ参加者数というのが上がっているのですが、実際のところはたとえば起業支援であれば、参加者数が大事なのではなくて、実際にどれだけの人が起業できたかという、それが数値目標にならないといけないのと違うかと思えます。ですから、第 3 次のアクションプログラムでは、講習会に何人参加したかとかいう数字ではなくて、どれだけ実績を上げることができたかという、そういう数字に変更していく必要があるのではないかと思います。</p> <p>それから、68 の地域就労支援事業ですが、実際に就労相談 263 件のうち、実際に就労に結びついた人が 26 人で 1 割なんですね。相談に占める就労実績が 1 割というのは低いと思いますので、このあたりがこれからもさらに重点的な支援課題になっていくのではないかと思います。</p> <p>そういう意味では、この第 3 次で、数値目標は何を基準にするのか、そのところはまたじっくりと検討する必要があるかなと思っています。</p> <p>松田先生、何か。</p>
松田副会長	先ほどの 66 番ですが、単にこれは感想ですけれども、会長がおっしゃったとおりだと思うのですが、ここ数年の国の施策を見ておきますと、まさに国がこの分野から手を引いて、家族で介護してくださいというのが詰まっている感じがする

	<p>ので、それにあらがって、自治体レベルで社会で介護しましょうというのを進めていくのは非常に難しいのかなという気がしております。</p> <p>それから、67番に関して、先生のおっしゃったことはすごくいいポイントだと思います。ここは、たとえば実際に起業した人の数字を拾っていくという、そういう量的なフォローも大事だと思いますが、実際にこんな成功例がありますというのでも候補に出していくというのはいいいのではないのでしょうか。あと一つお尋ねしたかったことがありますして、待機児童数ですが、年度途中の数字がわからないというのは技術的にできないということなんですか。年度途中に発生しないということではないと思うのですが。</p>
事務局（課長代理）	<p>担当課では、その都度公表はしていますが、このアクションプログラムの進捗においては、基準日を毎年4月1日にしたということです。</p>
松田副会長	<p>わかりました。</p>
畑委員	<p>去年の10月にうちの女性職員が出産しまして、1年間育休を取っていたのですが、10月1日に、やっぱり保育所に入れなくて、育休の延長ということになりました。ちょうど1年半休むことになって、復帰してからもついていけるのかなと、1年半も仕事から離れていると、ペースを取り戻すのがやっぱりしんどいのではないかなと。日々の業務もどんどん進んでいって、システムとかも変わっていくので、やっぱりついていけないところもたくさんあるし、本人の頑張りや、子どもさんの健康状態によって、続ける続けられないがあるかなと。1年半休んでやっぱり退職しますみたいなことになったら残念だなと思っています。</p>
神原会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>育休はたとえば1年間とれますとか言いながら、4月から育休明けとは限らなくて、子どもさんの誕生月によってばらばらになるはずなので、年度途中で1年間の育休が明けて、さあ職場復帰というときに、どれだけスムーズに保育所入るかというのはほとんど厳しいですよ。実際のところ、子どもさん出産された親御さん、どうされているのだろうと思っていますね。</p>
畑委員	<p>大企業さんなんかは支援するというので、お休みや、就業時間の融通をきかせてあげたり、すごくされているみたいですが、なかなか中小企業においては、そこまで待っててくれる事業所さんっていうのは、どれだけあるのかなと思いました。</p>
神原会長	<p>実は、兵庫県内のある自治体で、男女共同参画にかかわらせていただいている、その自治体で去年、市民向けの意識調査と、市内の事業所向けの実態調査をしたんですね。実態で見ますと、従業員が30人未満のところは450社ぐらいの中で、大体8割ぐらいなんです。従業員が産休とか育休がとれる企業かどうかというのは、やっぱりその事業所の規模が大きければ取りやすいのですが、従業員がそれこそ10人とかだったら、一人休んだら、その穴をどう埋めるか。休んだ人の賃金補助は、雇用保険から出ますけど、休んでいる人の代わりに非常勤を入れたらいい時にそのお金はどこが持つか、事業所が持てるかといえば、持てないですよ。ですから、穴を埋めるための、人件費補助とかを公的にやってほしいという意見が結構あって、その辺のことが国でも、まだまだ十分に取組まれ</p>

	<p>てないなと改めて痛感します。国の男女共同参画の調査などでも、300人以上規模の企業を対象に調査をされている。実際に日本の社会全体でいうと、圧倒的に中小零細企業が占めているにもかかわらず、育児休業取得率とかの実態についてはあんまり考慮されてなくて、努力義務になってるんですね。その現状があると、なかなか男女共同参画とかワーク・ライフ・バランスとか、男性の育児休業取得とかいっても、それを保障するための法的なサポートがなかったら、実際には男性が育休取るのが難しいだけでなく、女性が育休取るのも難しいだろうというのは実態を見て痛感するんですね。本当は、この枚方市に限らずですが、日本の企業の現状を踏まえた支援のあり方を国が主導で考えてほしいなとすごく思いますよね。ところが、私もこの進捗状況を見ながら、内閣府の平成28年度の男女共同参画白書をざっと見てみたんですけど、あまり役に立ちそうな支援が見えてこないんですね。ですから、一体どこにお金が使われているのかと思ってしまいうんですけど。国が「女性が輝く社会の実現」とかって言ってて、そのために具体的に何をしようとしているのかが見えてきません。中小零細のところで働いている女性たちや、非正規で働いてる女性たちを、本当にサポートしようとしているのかが見えなくて、そうすると自治体独自でするっていうのも結構厳しいだろうなというのは非常に痛感するので、あまり厳しいことも言えないなと思ってしまうんですね。</p>
畑委員	<p>企業内保育所っていうのを推進されているみたいですが、企業内保育所をつくれる力のある企業っていうのが一体どれだけあるのかと。そういう中小企業さんが集まって、みんなでつくるとか。また全然関係ないんですが、保育士さんの賃金があんまり高くないということを改めて知りました。</p>
神原会長	<p>ものすごく低いですけどね。</p>
畑委員	<p>認識不足だったんですが、やっぱり同じ時間働かれるのに、それだけお給料低かったら、保育士にならないだろうなということに気がつきました。</p>
神原会長	<p>保育士とか福祉職はものすごく賃金低いんですよね。多くの自治体で、それまで公立保育所だったところが民営化されていますが、民営化される一番の意味はとにかく人件費削減だということですね。公立の保育所で公務員給料として賃金払っているよりは、民営化したら半分で済むっていうんですね。そういうところは、何年働いても給料が上がらないので、ある程度の年齢になったら結婚退職とかでやめていきます。その民営の保育所にとってはやめてくれたら、また若い人を安い賃金で雇うことができるというので、そのように回しているのが実態ですよ。国のほうで、保育士一人当たりの賃金を月何千円上げるとかいっても、何千円上がったって違うだろうと思ってしまうんですね。もうちょっと本気で取り組んでもらいたいなと。それは、民営の保育所もそうですし、高齢者のグループホームとか、養護施設などもそうですし、軒並み福祉現場はそれこそ3Kですよ。それともう一つは、この10年ぐらいに、特に男性以上に女性の非正規化が進んでいるんですね。この10年ぐらいの間に正規雇用と非正規雇用の数値が逆転をしていて、非正規が6割、正規が4割ぐらいで、言うまでもなく非正規の賃金は正規雇用の半分あるかなしですよ。女性で働く人の実人数はふえているのですが、</p>

	<p>圧倒的に非正規がふえていて、女性全体の平均賃金は上がってないんですね。ですからまさに男女共同参画の大きな問題として、やっぱり賃金格差をなくすというところに本当はもっと力を入れていただかんといかんと思います。</p> <p>国の施策でも、「多様な働き方を推進しましょう」という文言が出てきますが、多様な働き方って一体どんなんだろうと思うんですね。たとえば1日短時間働いてもいいですか、在宅就労もありですみたいなね。でも実際のところ、ひとり親世帯で多様な働き方なんてあり得ないんですよ。短時間や在宅で、それぞれ内職みたいなことをしてはとても生活していけないわけですよ。多様な働き方っていうのは、ものすごくごまかしのように思えて仕方がないんですね。やはり、普通に週40時間なら40時間働いて、その働いた収入で普通の生活ができる。その賃金をまず保障してもらえないと。働き方が多様になるとか在宅就労とかいうようなことばかりがうたわれても、絵に描いた餅にしかすぎない。この男女共同参画でもやっぱり力を入れてもらわないといけないことは、ワーキングプアをなくす。これは女性だけではなくて男性もそうですけど、ワーキングプアをどうなくすかということだと思います。今、配偶者控除は見直したいになってまして、夫婦控除か夫婦手当かよくわかりませんが。女性で世帯主として働いて、一人でも普通に生活できるし、子どもを養育することができる。男女共同参画でいうと、一番基本的にそこは押さえないといけないことと違うかというふうにすごく痛感します。女性でひとり親はもう貧困ですし、ひとり親で育った子どもも、おそらく4割ぐらいは貧困のリスクを持っていますし、結婚しないでずっとシングルで生活をする女性たちでも、そのうちの6割ぐらいが非正規であるとする、その先年をとってもずっと貧困を脱することができないですよ。ですからまずは結婚するしないにかかわらず、女性が安定就労について、男性に依存しなくたって一人で自分で働いて生きていくことができることを保障するというのが原則ではないかと思うんですけど、なかなか男女共同参画の計画の中でもそこまで具体的な支援策が見えてこないもどかしさをすごく痛感します。</p>
松田副会長	<p>少しDVの話に戻りたいのですが、4ページの指標7のところですね。</p> <p>このアンケートは今後も続けられるとよろしいかと思うのですが、実数がどんなのかなというのが少し気になるところで、実数っていうのは、特に性被害なんかに関する実数は出てこないものですけども、たとえば市の窓口での相談件数とかっていうのは出てきたりしますか。相談件数の移り変わりっていうのが見えるっていうのはいいことだろうと思います。</p>
事務局（課長）	<p>たとえばDVに関してですが、16ページの施策番号30に、男女共生フロア等におけるDV相談というふうに、これはDVセンターできる前に設定している計画なのでこういう書き方になっていますが、平成23年が469件、24年が603件で、25年にDVセンターができましたので倍ぐらいの相談が来ています。女性相談の中でのDVに関する相談と配偶者暴力相談センターでの相談件数を足したのになっています。</p>
松田副会長	<p>ありがとうございました。</p>
神原会長	<p>木谷委員さん、何かありますでしょうか。</p>

先ほど言っておられた介護の件ですが、今、私は要介護4の母を、しらかばホールってところで面倒見ていただいでいて、寝屋川市のほうには独居老人で88歳のしゅうとめがいます。以前息子が筋ジストロフィーで全面介助になってしましまして、それで長いこと続けていた人形劇をちょっとやめて、その全面介助の彼と生活をしていたのですが、ベッカー型の筋ジストロフィーだったので心臓にきまして、3回目の心不全を起こしてしましまして、結局3年前に亡くなったんですね。それでまた今人形劇を始めたのですが、一番すごいときは3人を一度に見ていたわけですよ。寝る時間は毎日2時間。2時間寝るだけの生活を何年間も続けていました。でもそれでも人形劇はやっていたんです。年間50回ぐらいの子どもたちに会える機会ですし、やっぱり待ってくれてるし、だから人形劇をやっていることで、その3人の介護が回せた。精神的に頑張れたので回せたなと思う過去があつて。彼が死んでしまったので、また人形劇を初めて大変忙しくしています。

それで、去年、しゅうとめが夏場ちょっといろいろ事故を起こしてしましまして、けがをしたりしたので、高サ住宅というんですかね、高齢者のサービスつきの住居、1フロアで10畳ぐらいの部屋に、お一人で住まわれるような形のあれを、すごい国が推進してましてね。去年、結局彼女にやっぱりちょっと不安やし、自分の自宅じゃなく、そういうところに住んでみようかとかいって、いろんなところを調べたら、結構安い値段で入れるんです。枚方は特に結構病院つきのがあつて、常に病院とのやりとりがあるので、ちょっとした事故とかお薬のことなんかでもすごく安心だし、大きなことになったらすぐ病院に連れて行っていただけると。この近辺では相当いい医療もついた格安のがあつて、しゅうとめに行こうと言っていたのですが、結局調子がよくなってくると、行く気がなくなつてしましまして、3回キャンセルしてしましまして、相手さんにも申しわけないし、結局、もう一度自分一人で頑張ってみることになりました。ことし89歳になり、始終SOSがあるので行ってはいますけども、結局一人で頑張っている。国が高サ住宅っていうのも、もうかるからやっていますが、それだけいろんな税金を使ってくれたおかげで、それのつけで私たちの孫の世代がね、もう生きられなくなります。それこそ今1人200万ぐらいの借金があるわけでしょう。それが300万、400万になっていって、日本の円は安全やとかいうて、誰がお金世界じゅうから借りてくれるんやろうとか、そんなことを思うと、恐ろしいです。でもうちの母もせっかく特別養護老人ホームに入れていただけたので、それを拒否して、私がもう一遍見るといふことはできないし、本音は引き取って見てやりたいですが、自分ももう随分老いてきましたし、なかなか大変です。

今まではインフルエンザの予防接種を母が受けるのに、書面で書いたりしなくても、全て老人ホームのほうでもしてもらえたのに、今期からややこしい書類を書いたり役所の書類を提出したりと、締めつけがどんどん厳しくなっています。それさえちゃんとすれば受けられるのに、それを邪魔くさがってしない家族さんもいるらしいです。面会にもほとんど来られなかったり。書類を出さなかったら自己責任なのでその方は予防接種を受けないわけですよ。そしたらインフルエンザが老人ホームの中で蔓延しますよね。そして、介護士さんがインフルエンザに

	<p>かかって来られなくなる。国が一個ずつ締めつけることで、末端の現場が、ものすごいことになっていってる。朝のNHKのニュースで、さっきおっしゃった企業内保育のことも言ってました。こんなことしてもらえるような会社、ほんまにあるのって思いました。中小企業だと休みをとったら、ボーナスがないので、休みがない。実態とNHKなんか報道していることと本質的な部分っていうのはまるっきり違いますもんね。こういうところに来させてもらっても、この計画も全部読ませてもらいました。本当に悪いですけど、このこと自体が、あんまりにも美しくてすばらし過ぎて、先生方とか本当に物を言える方が、やっぱり社会に向かって言ってもらわないと、ただのおばさんではね、うまいこといかんのですわ、いろんなことが。だからいつも思いますけど、私は何も資格がないので、社会に物申すことの難しさを実感しています。最近特に。</p>
神原会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>でも小さな声を、みんながちょっとずつでも声出していくと、その小さな声だんだん大きくなっていくと思うので。ありがとうございます。</p> <p>高瀬先生、何か。</p>
高瀬委員	<p>皆さんの意見はほとんど出そろっているので、感想と、少しわからない点をお聞きします。</p> <p>一番最初に会長もおっしゃっていたと思うのですが、基本目標1の指標4で、①②に関してはほとんど変わらないのですが、全体として、平等と思う割合が減っているというところの分析が必要かと思うのですが、アンケートを回答した方は 多分家庭も職場もあまり変わらないけれど、テレビの中の社会全体とか学校生活とか、多分いろんなことを思い浮かべて、まだまだだな、男女平等とはという意見をもって、全体の割合が落ちたのではと思うんですね。だから、家庭生活、職場、全体と、この三つの分析だけではちょっと不十分じゃないのかなという印象として持ちました。</p> <p>あと少しわからなかったのは、23 ページの、施策番号 53 ひとり親家庭の生活支援というところで、いろいろな相談件数があって、母子家庭もさることながら、父子家庭の貧困って結構大変だなというのは日々思うんです。母子の保護はいろいろあるけれども、父子だと、男性は働いていることが前提になっているので、割と議論が抜け落ちていることがあるように思うのですが、その中で、ひとり親家庭登録世帯っていうのが、2とか1とか大変少ないのはなぜでしたでしょうか。これは何の登録だったのかなということをお聞きしたいです。相談件数がすごく多い割には、もしくはいいことがあるのだったら、皆さん登録するはずですよ。これは一体何だったんだろうということをお聞きしたいです。</p>
事務局（課長代理）	<p>これは、ここのアクションプログラムの取り組み内容の真ん中の、父子家庭の父が不在等のため、育児等、日常生活に支障のある父子家庭に対して、生活支援員を派遣し、日常生活、特に家事、育児に対する援助を行うという、この施策のことで、これの登録世帯ということで、もともとは父子世帯が対象だったので、25年度までは父子世帯しか記載されてないんですが、26年度以降は母子世帯も対象としたということで、実際のこのサービスを使っておられる、登録されてる世</p>

	帯がこれだけでしたという記載になってるかと思います。
高瀬委員	<p>そうであれば、この真ん中のラインに書いてあることって、誰でもしてほしいことじゃないですか。援助をしてもらえるというような、すごく美しいことを並べてあるんだけど、実効性がない、つまりそれでも登録をためらう何か弊害があると思うのです。たとえば登録したいけれども、何かが満たさないから登録を受け付けてもらえないとかですね。私ちょっとよくわからないんですけど、ここまでいいことであれば、皆さん登録していいはずなのに、この低いっていう、ギャップは何だろうという分析がいたると思いました。</p> <p>それと少し感想ですが、津熊委員のご意見に反論するわけではないのですが、夫婦間でDVがあって、子どもに対する面前DVですね。身体的暴力はともかく、精神的なものもあって、夫婦はそのDVを忘れてはいるけれども、子どもの影響があるっていうのは、幼少面から見たらそうかもしれないけれども、やっぱりDVの被害を受けた人っていうのは絶対忘れないですね。妻のほうは金銭的に仕方ないから結婚生活を維持していて、形は円満のように思えても、潜在的にずっと被害意識を持っていて、それを解消しないと子どものほうも解消できないと思うんですね。子どもは夫婦をよく見ているので、夫婦がめちゃくちゃ円満で、子どもだけがDVの被害が残るっていうことは、あんまりないように思うので、そこは分析として必要なと思いました。これは感想です。</p>
神原会長	<p>今、高瀬委員から御指摘いただいたのは、施策番号53のひとり親世帯に対する家事サービス支援事業のはずなんですけど、父子家庭対象だけではないと思うんですね。厚労省の事業ですけど、父子家庭だけを対象にした事業っていうのはちょっと思い当たらない。ですから一つ考えられることは、需要があっても供給する側が十分ないんですよ、結構。家事サービス支援事業は、母子寡婦団体が委託を受けて、家庭生活支援員を派遣しているんですけど、派遣で行ける人がなかなかないというのが一つと、緊急を要するときには使えないんですよ。たとえば朝、子どもが熱出して、誰か来てほしいと言っても、家事サービス支援事業の場合は、前もって頼んでおかないと使えないんですね。それと、たしか年間で100時間か何かの時間制限があるんですね。本当はこういうようなのがもっともひとり親世帯で使えるようになれば、たしかこれ1時間200円ぐらいで利用できるはずなんですけど十分機能してないんですね。ですからこの辺は今後大きな課題だと思います。</p> <p>それから今、高瀬委員がおっしゃってくださったことと少し関連するのですが、DVが原因で離婚して、母親が子どもの親権をとって、母子家庭になったという場合に、今、国のほうで、特に家庭裁判所などの調停なんかでも養育費と面会交流の取り決めがものすごく推進されているんですけど、子どもがたとえば親のDVを見て、特に子どもにもいろんな形で危害があって、そういう痛手を持ちながら別れた子どもが、必ずしもその別れた父に会いたいと思うわけじゃないんですね。にもかかわらず、今、日本の家庭裁判所などでも、とにかく面会交流をものすごく勧めているわけですよ。家庭というのは父親がいて母親がいるのが望ましいということで、すごく勧めているのですが、親子断絶防止法ですか、そういう</p>

	法案が出るとか出ないとかっていう。
長澤委員	議員立法で親子断絶防止法案の提出を目指しているようです。
神原会長	その法案が今審議されているようで、共同親権を推進するような法案とか、しかも世論とすれば圧倒的にそれが望ましいという方向で声が出てるんですけど、DV被害を受けた女性とか、そのDVの家庭で育った子どもの立場からすると、ものすごく恐ろしい状況なので、もっともっと慎重に取り決めをしていただきたいなど。親子断絶防止法とか、共同親権推進とかを、子どもの親権をとれなかった親のほうがものすごく強く言っていて、DVの被害を受けて、ようやく離婚ができた女性たちの声がなかなか十分に反映されていない現状があって、男女共同参画の推進の問題としてはものすごく大きいんじゃないかと思います。
高瀬委員	面会交流は本当に大変な状況になっていると、私も思います。養育費よりは面会交流ですね。DVが原因で離婚ということになると、絶対に加害者のほうは面会交流を必ず言うてくるんですね。そうすると、DVの実態を裁判官は多分あまり理解していないので、安易に、世界の流れに沿って、絶対に共同親権的な発想で、面会交流ありきと言われます。そうすると、ちょっと待ってくださいと、面会交流でもお手紙とか写真とかでお願いしたいと言うのですが、合わせるのが前提に変わってきていて、その傾向は非常に顕著ですね。なぜこうなったのかは、法律的な話か、裁判官の上のほうの団体の勉強会などで決まっているのだろうと思うのですが、大阪家裁でいうと、面会交流はほぼあるということになっています。合わせる面会交流を原則として裁判官は考えて、調停員は裁判官がそう言う絶対その方向になるので、これは本当に大変な時代だなというのが実感ですね。
木谷委員	女性の命が危ないじゃないですか。
高瀬委員	そうなんです。だからどうやって合わせるかっていう方法論があって、月1回、3時間、4時間とか決められます。細かい取り決めを裁判所はあまりしてくれなくて、仮にそれを守らなくても、面会交流をしないというふうに変更してくれる理由をつくるだけであって、拒絶はできない形になるんですね。面会交流を認めるという決定が出た後、変更の審判なり調停が成立しない限りは原則あるということになるので、なかなか大変です。それから面会交流を有料でサポートする団体があるのですが、その期間も1年か2年ぐらいで、あとは放し飼い状態みたいになって、誰も責任をとらないですね。子どもの年齢がある程度いけばいいのですが、小さい子どもの場合で児童虐待があれば、写真で面会交流ということもあるのですが、子どもが日々成長する写真を持って行くと、つきまとわれて、学校も大体わかるから、連れ去られるのではないかという恐怖心を持つのですが、それでも合わせるよりましということで、写真とかお手紙とか絵とかの間接的な面会交流ということで、一生懸命防御はしますが、なかなか裁判所は難しいかなというのが流れですね。
神原会長	ありがとうございます。 このアクションプログラムについて、ほかに御意見等よろしいでしょうか。 かなり時間が押してきましたので、この件につきましては、一旦ここまでということにさせていただきます、その次の案件、男女共生フロア・ウィルの移転

	についてということで、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。
事務局（課長）	（資料③ 男女共生フロア・ウィルの移転について、資料④ 関係条例の改正内容についてに基づき説明） 移転場所はサンプラザ3号館4階で、3階がTSUTAYAとつながり、2階が枚方市駅とつながっているところです。
高瀬委員	あそこへ行くのはエレベーターで行かないといけないのですか。
事務局（課長）	階段もあります。
神原会長	何か御質問等、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 じゃあ、完成を楽しみに。
事務局（課長）	前回、7月7日の第1回審議会で、今は検討の段階ですということで御説明させていただいて、その際に、今の男女共生フロア・ウィルの運営や、全体的な男女共同参画を進めていくための御意見ということで募らせていただきまして、4人の委員さんから寄せられた意見をまとめましたのが、資料5です。 （資料⑤ 本市の男女共同参画を推進するために（委員からの御意見）説明） 御意見の中で現在のウィルの利用者の方に相談環境であるとか、相談に乗ってほしいこととかをアンケートでお聞きしたらどうかというのがあり、8月末頃からとらせていただいています。一応10月いっぱいまで、今相談に来られる方とか、講座に参加をされる方とかから御意見をいただいております。できることからすこしずつでも運営に役立てていきたいと思っております。ありがとうございました。
神原会長	ありがとうございます。 きょう御発言いただいております林元委員、何か一言でもありましたら。 続きまして、峰山委員も何か一言。
林元委員	なかなかいろいろな難しい問題が絡んでいるのだろうと思うのですが、今聞いていて、ひとり親の家庭をどう支援するかというのは、学校に勤めている私らにとってもすごく関心のあることです。どうしてもお母さんひとりで必死に働いて、子どもをひとりにする。子どもに影響が及ぶ。悪循環から抜け出せないというか。その子が大きくなって、やっぱり同じように苦しい生活をするというのをずっと見ているので、そういうひとり親の家庭をどうやってサポートしたらいいのか、言うのは簡単ですけど、実際には難しい話ですが、最近ひとり親の御家庭がふえているので、それはひしひしと感ずるところで、すこしでもいい方向に向かったらいいなと思っています。以上です。
神原会長	ありがとうございます。
峰山委員	きょう、いろいろ聞いてて、やっぱり性的マイノリティの方であったりとか、LGBTと言われる方って、結局DV被害者であったりとか、乳がんとか子宮頸がんの病院に行きづらいとか、そういった部分があるので、「多様な性別」とか、「性別にとらわれない」って男女共同参画計画に入っているんですけど、その中で行政として何ができるのかなとかはすごい気になりましたね。 あと、僕は若いので、市役所とか、そういう場に行く機会がみんなも全然ないんですよ。周りに聞くと。なので、若い人の声、二十代前半、もしくはそれより

	下の方の声というのがどうなのかなというのが気になりました。
神原会長	ありがとうございます。 本当ですよ。若い世代で役所に行くことって。
峰山委員	ないです。
神原会長	<p>学生なんかでも、地方から来ているのに住民票移してないんですよ。3割ぐらいしか住民票移してないんですよ。別に住民票移してなくても、あまり困らないというんですよ。ですから7月の参議院選挙でも18歳以上は選挙権が使えるようになったといっても、選挙するためには地元に戻らんと選挙できない。だからもっともっと若い人たちの声を反映できるような、吸い上げるような、そういう取り組みをもっともっとやらないといけませんよね。</p> <p>それからいろいろなマイノリティの方々の声をくみ上げて、この男女共同参画にきちんと生かしていく必要がすごく大きいですよ。次の第3次のアクションプログラムの中に本当に入れないといけませんよね。</p> <p>それともう一つは、行政でできることがすごく限られていると思うので、今お話になったひとり親支援にしても、行政が民間NPOとかそういうところと、うまく連携をして、行政しかできないこと、民間だからやりやすいことをもっとパイプを太くして協力できる体制をどうつくっていくかというのがすごく大きいなと痛感します。</p> <p>民間の立場からすると、企画をしたりしていても、情報発信をするのがすごく限られていて、情報発信をすることを行政の機関でもっとサポートしてもらえたらと思います。そのあたりも、今後の課題として検討していくことができればと思います。</p> <p>このあたりできょうの会議を終わらせていただこうと思いますが、何かそのほかにありますか。</p>
事務局（課長代理）	<p>案件1のアクションプログラムについてですが、追加で御意見をいただける場合は、10月21日金曜日までをお願いしたいと思っております。お電話でも結構ですが、メールやファクスの場合は、本日配布させていただいております、資料2の様式を御使用いただければと思っております。いただきました御意見につきましては、事務局でまとめて会長、副会長に御確認いただいた上で、アクションプログラムの巻末、34ページ以降に掲載させていただくことになります。できましたものを、委員の皆様にも御確認いただきまして、庁内で承認を受けた後、公表させていただく予定としております。</p> <p>スケジュールとしては、以上です。よろしく申し上げます。</p>
神原会長	<p>どうも長時間にわたりまして、ありがとうございます。</p> <p>では、本日の第2回の男女共同参画推進審議会はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>